

# 欧州協力独立連盟から欧州経済協力連盟へ

小 島 健

## はじめに

ヨーロッパ統合に関する歴史研究は、第一次資料の公開もあり 1980 年代からヨーロッパで本格的に開始された。近年は我が国においても統合史研究が盛んに行われるようになってきている<sup>1)</sup>。ただし、これらの研究の大半は、公文書館などに所蔵されている資料をもとに行うことから、政府や政治家の対応が関心の中心を占め、民間の動向について十分な考察がなされてこなかった。

本稿は、ヨーロッパ統合初期段階における非政府組織の役割の一端を明らかにし、こうした研究史の空白を埋め、統合を重層的に把握する手がかりを得ることを目的とする。第二次大戦後の 1940 年代後半、ヨーロッパでは、民間からヨーロッパ統合を主張するいくつかの団体が生まれた。いわば「下からの欧州統合」の動きである。なかでも有名なのはチャーチル前イギリス首相 (Winston Churchill) によって結成された統一欧州運動 (United Europe Movement) である。この団体は主に政治面からの統合を主張し、大規模な宣伝活動を行った。

非政府組織にあって経済面での統合を主張し、影響力を持ったのが本稿が対象とする欧州経済協力連盟<sup>2)</sup>である。連盟は 1947 年に前ベルギー首相のヴァンゼーラント (Paul van Zeeland) とポーランド人のレティンゲル (Josef Retinger) により創設され、今日でも活動を続けている有力な統合運動団体の一つである。

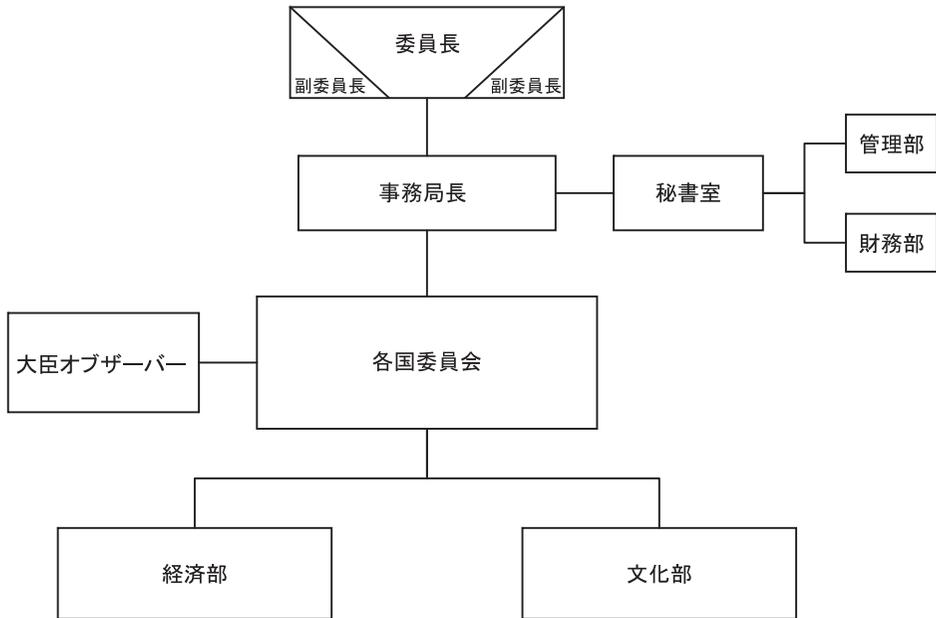
筆者は近年、同連盟について予備的研究を発表してきたが<sup>3)</sup>、本稿でも現地で収集した第一次資料に主に依拠し、連盟の活動と 1948 年に開催されたハーグ欧州会議の成果と意義について実証的に考察する。なお、主に用いる第一次資料は、ルーヴァン大学文書館に所蔵されている欧州経済協力連盟中央理事会資料<sup>4)</sup>とヴァンゼーラントの個人文書<sup>5)</sup>である。

## 第 1 章 欧州協力独立連盟

### 第 1 節 欧州協力独立連盟の仮発足

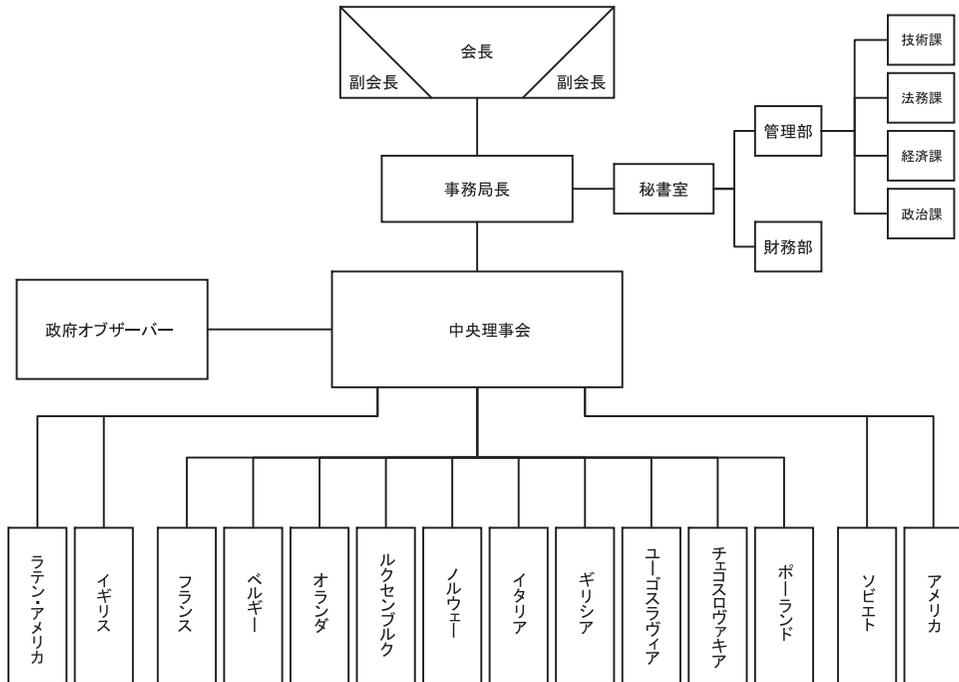
欧州経済協力連盟は、1947 年 3 月 24 日に欧州協力独立連盟<sup>6)</sup>の名称で仮発足した<sup>7)</sup>。この時点で考えられた連盟の組織と機能は図 1 と図 2 で示されている。

図1 各国委員会の組織と機能



(出典) ALECE, UCL, No.15, LICE Mémoire Préliminaire, 15 février 1947 より作成。

図2 中央理事会の組織と機能



(出典) *Ibid.*より作成

まず、連盟の基礎となるのが国別に設立される各国委員会である。各国委員会は連盟の支部であり、図1にあるとおり各国の大臣がオブザーバー参加しその下に経済部と文化部を持つ。また、委員会には委員長、副委員長、事務局長を置く。委員長は連盟の中央理事会に参加する。

連盟の中央理事会は、図2で示されるように会長、副会長および事務局長のもとに組織される。中央理事会には各国委員会の委員長が参加し、各国政府がオブザーバーとなる。なお、各国委員会は、図2にあるように当初はソ連・東欧諸国にも委員会が設置されることになっていたが、結局実現しなかった。

連盟の会長にはヴァンゼーラントが、事務局長にはレティンゲルが就いて、連盟の正式な発足に向けて準備が進められた。当初、連盟の正式発足は6月にルクセンブルクで開催される会議で行うことになっていた。しかし、各国委員会の設立などの準備が遅れたため、まず6月末にパリで連盟を正式に発足させるための準備会議を開催することになった<sup>8)</sup>。

## 第2節 イギリス委員会宣言

1947年6月20日に開催されたイギリス委員会の会合にはヴァンゼーラントとレティンゲルも出席し、6月30日に迫った各国委員会の代表によるパリ会議における議題が話し合われた<sup>9)</sup>。この会議はイギリス委員会の会議ではあるが、ヴァンゼーラントらが参加し、事実上パリ会議の準備会議となった。

会議では「マーシャル・プランの実現がヨーロッパ救済の唯一の希望である」と評価するとともに、ヨーロッパの自助を組織することを強調した。その組織として設立されるヨーロッパ計画委員会は、アメリカからの援助の配分のほかにヨーロッパにおける貿易障壁の除去を行う。「貿易障壁を撤廃し関税同盟に向けて漸進的に発展すること」がヨーロッパ経済再建のために必要であり、ベネルクス関税同盟の経験が参照されるべきものと評価された。ただし、イギリスについては、場合によっては関税同盟に参加するが、帝国特惠を弱めないことが条件であり、中心となるのはベネルクス3国および仏独伊であるとされた。

こうしてパリ会議の主要議題は、マーシャル・プラン支援のために連盟がどのような行動が取れるかということに変わった。連盟は政府から独立しているために、外交上の制約から逃れて大胆に先見的意見が表明できると連盟の役割が強調された。こうした議論を受け、委員会では宣言(Declaration)を採択し、それをパリ会議に提出することになった。

討論の結果、採択された宣言は以下のとおりである。

1. 平和になって2年がたったが、ヨーロッパは未だ経済危機の状態にある。戦争による荒廃や混乱は、生活水準が低下し復興の希望が挫折していくなかで、予想していた以上に深刻である。大陸全体でなされた勇気ある努力にもかかわらず、政策と展望において根本的な変革が

なされない限り、現状から脱出する方策はない。

2. しかし、状況に希望がないわけでない。なぜなら、ヨーロッパは初めて新しい基盤のうえに経済生活を再組織する真の機会を得たからである。それには、2つの基本的方法がある。すなわち、

(a) 共通の方針で再建計画を調整するというヨーロッパ人の決定である。したがって、現在の資源と設備の両方と受け取る援助は、共通善のために最も効果的に用いられるように用意される。

(b) 米欧と全世界の繁栄を促進することになるヨーロッパ経済を再出発させるための現実的な手段を練っているヨーロッパとアメリカの協力である。

3. 以上の理由により、全ヨーロッパ人がマーシャル演説を歓迎すべきものと信じる。演説で述べられた挑戦をかなえるために、ヨーロッパの政府と国民は共同行動のための完全な計画を形成するために遅滞なくともに取り組むべきである。ヨーロッパ人は自助を組織する能力を示すことなしにドルを受け取れると期待することはできない。この計画は以下の要請に見合わなければならない。

(a) 工業生産。ヨーロッパの現在の生産能力についての完全なサーベイ。設備、通信、水力発電、食糧と燃料の供給の利用によって、どこまで生産能力がよりよい共同利用にすぐに増大するかである。

(b) 消費財。外部からの援助に対する要求を最小限に引き下げるために、ヨーロッパ自身の努力によって緊急の必要を満たすための能力のサーベイ。

(c) (i) 農業。化学肥料、トラクターおよびその他の農機具の供給によって食糧生産高をすぐに増大させる方法のサーベイと (ii) よりよい道路や鉄道、排水設備、技術教育などによって農業国の生産性と生活水準を長期的に改善することを確実にする方法のサーベイである。

(d) ヨーロッパ計画委員会。ヨーロッパ計画委員会あるいは以下にあげる委員会のグループを至急設立すること。

(i) 上記で提案されたサーベイの実施。

(ii) ヨーロッパが自身の早急な設備化にどの程度応じられるかの範囲を決定する。

(iii) 食糧、燃料、鉄鋼、機械と消費財の必要量を明確にする。

(e) ヨーロッパ・アメリカ委員会は、計画委員会の答申を点検・調整し、優先順位と配分の決定、分配とファイナンス問題の調整を行う。

4. このように組み合わせられた努力が、復興に必要な主要生産物の関税の全面的または部分的な一時停止を要請する。もしそうでなければ、いかなるプール制度も本物でも効果的でもない。しかしながら、この一時停止措置は、狭い範囲内で緩和されるだろう。仮に、10%であれば財政的必要性に対応できるとか、あるいは維持されるべき現在の特惠措置を許容するなどである。

5. 2つの大きな目的は、ヨーロッパの生産力の再建とすべての人々、特に戦争によって深刻な被害を蒙った人々の生活水準の引き上げである。ヨーロッパは再び自立し、かつてのように、アメリカとアジアの生産物にとっての巨大市場を提供するように十分繁栄しなければならない。ヨーロッパはアメリカの援助に依存したままであることを欲せず、またそうしたことを期待することもできない。しかし、ヨーロッパは再び世界のほかの地域と対等な条件で購買できるようにしなければならない。

6. ヨーロッパは今や前例のない機会を手に入れた。もし、すべてのヨーロッパ人の努力を結びつけ調和させることによって、始められた復興のための力を獲得するならば、現在の疲弊した状況から早急に立ち上がるだろう。これは、短期的目的である。しかし、ひとたび大陸計画の利点が全ての人に示されるならば、道はより遠大なプロジェクトへと開かれる。ヨーロッパの経済生活がより自由でより組織的な方針の上に達成されるならば、ヨーロッパ人は大きな繁栄だけでなく、過去に知っていた以上の共通の運命という偉大な感覚に到達するだろう。古い恐れや敵対心によって分裂していたのに替わり、われわれは共通の事業で結集し、それは輝かしい未来とこの大陸の平和に対する確信を与えるだろう。

以上のように、宣言はまず、戦争による欧州経済の深刻な危機を指摘した上で、ヨーロッパがアメリカの原料や製品に支払うことができるような根本的な変化がもたらされなければならないと述べた。マーシャルの提案は、ヨーロッパ自身の手による共同での再建計画と援助の効率的利用を条件とするものである。マーシャル・プランは、ヨーロッパ人による自助の組織を作る能力を示すことによって、アメリカの援助に最高の正当性を与えることができる。また、こうした努力は貿易障壁の撤廃を要求する。宣言は、マーシャル・プランがヨーロッパの復興をもたらすだけでなく、ヨーロッパ内における経済協力を通じて共通の感覚や自覚を促す点まで視野に入れて支持を表明した。

### 第3節 連盟パリ会議

パリ会議には連盟の5か国の委員会の代表が集まり、パリの経済関税行動委員会の事務所で開催された。参加者は、連盟会長のヴァンゼーラント、事務局長レティンゲルのほかに、イギリスは代表のバトラー (Sir Harold Butler) およびグビンス (Cobin Gubbins) を含む5名だが、サンズ (Duncan Sandys) は欠席した。ベルギーからは書記のドラットル (Jacques Delatre), オランダは委員長のケルステンス (Peter Kerstens), ルクセンブルクも委員長のコンスブルック (Guillaume Kongsburck) の各一名でデンマークからオブザーバーとして国務大臣のフェデルスピール (Dr. Federspiel) が出席した。フランスからは委員長のスリュウ (Daniel Serruys) を含む27名が参加した。連盟フランス委員会は、経済関税行動委員会がほぼそのまま改組さ

れたものであり、メンバーも役職に異動があるがほぼ同一であった。

パリ会議はヴァンゼーラントを議長として行われた。主催者代表のスリュワは、国際連盟経済委員会前委員長、経済関税行動委員会副議長、連盟フランス委員会委員長の肩書きで、6月30日午前に歓迎の挨拶をした。彼は、戦後における経済関税行動委員会のヨーロッパ協力に関する取り組みを紹介し、貿易の自由化とヨーロッパを分断する全ての障壁の撤廃の必要性を強調した。また、ヨーロッパ統合に国際的ディリジズムの要素を入れるべきではないと自由主義的立場を明確にした上で、マーシャル・プランに協力する旨を述べた。

議長のヴァンゼーラントは、連盟の目的はあらゆる方法でヨーロッパ諸国間の経済協力を促進することであり、マーシャルの提案は変化を余儀なくするものであり、すべての問題はマーシャル演説に照らして検討されねばならない。すでに、ロンドンで会合したメンバーが文書(宣言)を提出しており、これを草案として議論すべきであると提案した。ヴァンゼーラントの提案は了承され、宣言文の草案が検討された<sup>10)</sup>。

討論でスリュワは、関税障壁の引き下げを最優先すべきであり、その後ヨーロッパの必需品のリストがアメリカに渡されるべきであるとの意見を述べた。彼は、アメリカの方針に沿ってヨーロッパ工業を再建することやそこにアメリカの専門家や技術者が介入することへの懸念を示した。

スリュワのアメリカの介入に対する不安に対してヴァンゼーラントは、バーリ(Adolph A. Berle Jr.)からの電報<sup>11)</sup>を紹介した。アメリカ委員会委員長で前国務次官のバーリは会議に欠席したが、その理由を説明する電報を送ってきた。彼は当初会合に参加する予定であったが、アメリカがヨーロッパ経済復興計画にこの段階で干渉するとの印象を与えることを危惧したため出席を見送った。バーリは、「マーシャル・プランは連盟の最初の声明において概要が述べられているような欧州経済協力をすでに意図している」ことから、アメリカの支持者の役割はアメリカ政府の友好的援助を支援することであり、ヨーロッパ各国委員会は公的・私的に各国政府を支援することができると述べた。

ヴァンゼーラントは、バーリの欠席は上記の理由から十分正当化されるとして、連盟が欧州経済協力の先駆者となるよう政府の行動を支援し世論の支持を得るよう最善を尽くすべきであると述べた。

イギリスのレイトン卿(Lord Walter Layton)は関税引き下げよりも、マーシャルが戦時中の計画体制を念頭においていると指摘した。スリュワは、統制や管理が強化されることに対する警戒を示し、アメリカがドルを通じてその意志をヨーロッパに押し付けないようにすべきであると再度注意を促した。

ジスカールデスタン(Edmond Giscard d'Estaing)は、マーシャル・プランが信用の見返りとして欧州経済協力がアメリカからヨーロッパに課せられた具体的条件であることを指摘したが、これは連盟の考えを支持するものであり好都合であると評価した。

決議文検討の最終段階では貿易自由化について議論がなされた。マクミラン (Harold Macmillan) は原案にあった自由貿易 (free trade) は英語では特別な意味を持つゆえ、「貿易障壁の撤廃」とする方がよいと提案した。スリュワは、貿易障壁には関税と数量制限の 2 種類があることを指摘し、両方の障壁とも撤廃の対象となるよう文章を修正する提案を行った。

またスリュワは、関税障壁の引き下げを最優先すべきであると述べるとともに、イギリス案で提案されたヨーロッパ委員会とヨーロッパ・アメリカ委員会がドルを武器にヨーロッパの自由な経済活動に介入し、管理が行われることに警戒感を示した。同じフランス人のジスカールデスタンからも超国家的ディリジスムへの批判、統制的手法への懸念、アメリカからの過度の影響への懸念が示されたが、イギリス側やヴァンゼーラントから、そうした不安を打ち消す回答がなされた。

決議は、イギリス案の内容をほぼ受け入れることで合意された。決議の最終テキストは小委員会による修正を受け、英仏二言語で作成され、ヴァンゼーラント議長とレティンゲル事務局長ほか各国代表が 6 月 30 日付で署名し 7 月 1 日に発表された<sup>12)</sup>。

決議はまず、戦争による欧州経済の危機はきわめて深刻であり、政策と展望において根本的な変化がもたらされなければ現状からの脱出の道はないと言う。そして、欧州がアメリカの製品や原料に対して支払うことが出来なければ、アメリカの繁栄にも深刻な危機をもたらすと述べる。しかし、欧州は新しい基盤のうえに経済生活を再組織する真の機会を持った。その目的のためには次の 2 つの条件が基本的である。つまり、第 1 は共同方針の上に再建計画を調整するヨーロッパ人による決定であり、これによって、ヨーロッパが現在持つ資源と設備とヨーロッパ外から受け取る援助は共通利益のために最も効率的に利用される。第 2 は、アメリカと欧州の協力であり、これは両地域のみならず世界の繁栄を促進させる。

以上より、マーシャルの提案は歓迎すべきことであり、政府と国民は遅滞なく共同行動のための包括的機構を作り、ヨーロッパ人による自助の組織を作る能力を示すことによって、アメリカの援助に最高の正当性を与えることができる。また、こうした努力は貿易障壁の撤廃を要求する。ヨーロッパは再度自立してアメリカ製品の大市场となるのであり、いつまでもアメリカの援助に依存するつもりはない。もし、ヨーロッパの経済生活が自由で協力的であれば、ヨーロッパはより大きな繁栄を経験するだけでなく、過去に経験した以上に共通の運命の感覚を達成する。

決議は、マーシャル・プランがヨーロッパの復興をもたらすだけでなく、ヨーロッパ内における経済協力を通じて共通の感覚や自覚を促す点まで視野に入れて支持を表明した。

このようにパリ会議の決議は、イギリス委員会による宣言をより詳しくした内容となった。ここに、当時の連盟におけるイギリス委員会の影響力の大きさを確認することができる。決議の次に会議において、10 月のルクセンブルク大会の準備について検討され、議題を決める小委員会が任命された。コンスブルックから議題にはヨーロッパにおけるドイツの地位と運輸問題

欧州協力独立連盟から欧州経済協力連盟へ

を含めることが提案された。これについては、マーシャル提案の行方によって左右されることから小委員会の判断に任されることになった。小委員会は、英仏からの各2名にコンスブルック、ケルステンスほかの希望者によって翌月ブリュッセルで開催されることになった。

#### 第4節 国際商業会議所との関係

連盟の発足は、他の国際組織に対抗意識や疑念を与える面を持った。戦前来ヴァンゼーラントと関係の深い国際商業会議所は、事務局長名の1947年4月14日付けヴァンゼーラント宛書簡で、連盟が予定しているルクセンブルク会議が国際商業会議所のモンロー（Montreux）会議と同じ日に開催されることは両組織にとって問題であると危惧の念を示した<sup>13)</sup>。ヴァンゼーラントは、国際商業会議所事務局長宛5月13日付けの返信で、ルクセンブルク会議は10月初旬に変更になったこと、両組織は目的や方法において相違があるので重複の危険はないと説明した<sup>14)</sup>。

しかし、国際商業会議所が連盟の活動に批判的である問題については、6月16日の連盟の幹部会合でもコンスブルックにより問題として提起された<sup>15)</sup>。たしかに、連盟には商業会議所の有力メンバーもおり、連盟の活動領域と重複する可能性もあることから、連盟は活動において他の組織との差別化を迫られていた。

国際商業会議所との関係について、ヴァンゼーラントは会議所が世界的な組織であり、非ヨーロッパ組織であること、会議所が扱うのは通商問題であり、連盟は経済と文化の問題を扱うので活動において重複しないと説明した。

国際商業会議所との問題はこれをもって一応収束したが、1947年後半になると他の欧州統合を推進する団体との関係が浮上した<sup>16)</sup>。

## 第2章 欧州経済協力連盟

### 第1節 ハーグ会議

連盟を含む欧州統合を目指す諸組織は、1947年12月に欧州統一合同委員会（Joint International Committee of the Movements for European Unity）を結成した<sup>17)</sup>。委員会は1948年5月にハーグに欧州統合を支持する人々を結集し、欧州統合について議論するヨーロッパ会議の開催に向けて準備を進めた。欧州統一合同委員会を構成したのは、欧州統一フランス評議会（Conseil Français pour l'europe unie）、欧州協力独立連盟、新国際グループ（Nouvelles Équipes Internationales）、統一欧州運動、欧州連邦主義者同盟（Union Européenne des Fédéralistes）、欧州議員同盟（Union Parlementaire Européenne）の6団体である<sup>18)</sup>。

ハーグ会議は、オランダ政府の全面的な支援を受けて5月7日から10日まで約800名が参加し開催された<sup>19)</sup>。会議は3つの委員会に分かれて議論が行われ、それぞれ報告書を採択した。第一委員会は政治、第二委員会は経済・社会、第三委員会は文化・道徳である。

経済・社会委員会には約200名が参加した。委員長はヴァンゼーラントであり、決議の原案となった報告書も連盟が中心となって作成された文書であった<sup>20)</sup>。参加者の立場は自由主義者、社会主義者、労働組合主義者、キリスト教社会主義者、計画主義者など多様であった<sup>21)</sup>。

委員会では、経済学説の闘いが行われたが、議論の中心は新自由主義 (neo-liberalisme) とディリジズムとの論争だった<sup>22)</sup>。

ただし、委員会の構成は(新)自由主義者が優勢であり、議論を主導したのは連盟のヴァンゼーラントとスリュワを中心とする自由主義者であった<sup>23)</sup>。他の著名な自由主義者としては、アレ (Maurice Allais)、リュエフ (Jaques Rueff)、ジスカールデスタン、レイトン卿、ホートルレイ (Hawtrey)、ラクール＝ガイエ (Jacques Lacourt-Gayet)、ラマルファ (Ugo La Malfa) などがおり、彼らは連盟の会員か連盟と関係が深い人物であった。

議論はとくに「経済の運営」における労働者参加について激しくなされたが、これは社会主義者と労働組合主義者が要求していた。フランスの労働組合であるCGTとFOは最終的に経済・社会決議の前文のなかに「労働者とその組織の代表は統合されたヨーロッパ経済の創設と発展に緊密に連合する」との文言を入れた。多くの他のテーマも取り組まれた。すなわち、関税同盟、通貨問題、生産水準、労働力と難民の自由移動あるいは経済計画である。経済モデルについての議論はマーシャル・プラン、OECEなどで明確だった。すべての経済アクターはある種の規制形態に最終的に賛意を示した。

5月10日のハーグ会議総会で経済・社会決議が採択された<sup>24)</sup>。最終決議はヨーロッパに経済同盟を設立する緊急性を認め、交易障壁の段階的撤廃、とくに関税障壁、通貨の自由交換、全欧州諸国間の生産の調和ある計画の設立を即行うことを求めた。決議はまた「最終目的」も決定した。それは、資本の自由移動、通貨統合、完全な関税同盟あるいは社会法制の調和である<sup>25)</sup>。

## 第2節 欧州経済協力連盟規約

欧州協力独立連盟では、仮発足以来、名称に「経済」の語を入れるべきだとする意見が強かった。連盟が他の欧州統合団体と連携し、活動分野を決める中でヴァンゼーラントを始めとして経済の専門家が多い連盟は経済問題を専門に扱うようになった。

ハーグ会議でも、経済・社会問題を検討する第二委員会において連盟が主導権を握り報告書を作成した。しかし、文化・道徳問題は第三委員会で検討され、文化問題について連盟の影響力は小さかった。

こうして1948年になると連盟は正式名称を欧州経済協力連盟と変更し、ベルギー国内法に

欧州協力独立連盟から欧州経済協力連盟へ

もとづく学術団体となった。したがって、欧州経済協力連盟の法的な発足は、規約が官報に載った1948年11月20日である<sup>26)</sup>。なお、この名称が最初に用いられたのは1948年6月17日付けのレティンゲルが書いた書簡においてである<sup>27)</sup>。

ベルギー官報に載った連盟規約は、連盟の公式言語であるフランス語と英語で記されている。以下がその全文である。

欧州経済協力連盟、ブリュッセル

学術的目的を持つ国際協会

第I部 法的形態、目的、活動方法、所在地、期間

第1条 欧州経済協力連盟(L.E.C.E.)は、学術的目的を持つ国際協会に関する1919年10月25日のベルギー法に従って設立された。

第2条 非営利団体である欧州経済協力連盟は、以下に掲げる目的の実現を目標とする。

a) ヨーロッパを構成する諸国の文化的および経済的接近を支援する。

b) ヨーロッパを構成する諸国間で、文化的および経済的観点からの協力と協同の精神を発展させる。

第3条 以上の目的を実現するために連盟は、適切なすべての手段を用いる。なかでも、特に以下の手段を用いる。

a) 定期的な会議または講演会。

b) 各国委員会の活動とそれらの会議の準備に対する継続的な協力。

c) とりわけ雑誌や年報を含む様々な出版物。

連盟が持つ財政手段は以下である。

1. 会員からの定期的会費。

2. 公的または私的な機関からの補助金。

3. 一般的サービスからの権利委譲により徴収する税、報酬、出版物の定期購読と販売。

4. 贈与と遺産。

第4条 連盟の登録事務所はブリュッセル市の6, rue d'Egmontである。連盟は外国に第二事務所を置くことができる。

第5条 連盟の組織は次のとおりである。総会、中央理事会、事務局である。

第6条 連盟は終了期限を定めずに設立される。連盟はいつでも解散することができる。

第II部 会員

(a) 加入

第7章 連盟の会員には、連盟と同じ目的を追求する各国委員会によって認められた人物がなれる。

第 8 章 中央理事会は連盟への加入申請を臨時に審議し、その決定は次期総会で承認されるものとする。

(b) 脱退

第 9 条 連盟からの脱退を希望する各国委員会は、その旨を書留郵便で活動年度が終了する少なくとも 6 か月前までに事務局に連絡しなければならない。

脱退する各国委員会は、脱退を知らせる書簡が有効となる活動年度の会費の全額を支払わなければならない。また、その活動年度に生じた赤字を分担しなければならない。なお、赤字は次期の定期総会で確定する。

(c) 除名

第 10 条 連盟の現行規定にある条件を履行しない各国委員会とくに財政負担をしない委員会は連盟から除名される。

除名は定例理事会の提案により定例総会で決定され、定例総会は除名された各国委員会が負っている財政義務を決定する。

決議が効力を発するためには、総会は少なくとも各国委員会の四分之三が出席し、除名決議は投票総数の四分之三以上をえた場合に採択されるものとする。

各国委員会は、少なくとも総会が開催される一か月前に除名決議について知らされる。除名決議の対象となる委員会は、出席し事情を説明する権利を有す。

第 11 条 除名されるか脱退した委員会は、連盟財産の分配に関するすべての権利を失う。

### 第Ⅲ部 機構

(a) 総会

第 12 条 連盟の各国委員会は総会に出席する権利を持つ。

総会は定期的に組織され、すべての会員のすべてを代表する。総会は連盟に関するすべての決定を行うか承認する広範な権限を持つ。

第 13 条 毎年 12 月 31 日までに中央理事会は以下の目的のための定例総会の日時と場所を決定する。

- a) 前回の定例総会から期限を迎えた事業年の会計を閉め、前記の会計提案について審議する。
- b) 次期定例総会までの期間の収入と支出の予算を検討し決定する。
- c) 中央理事会の年次報告を検討する。
- d) 会長を任命し、各国委員会の加盟あるいは除名を承認する。

第 14 条 中央理事会は臨時総会を開催できる。

各国委員会総数の少なくとも四分之一から臨時総会開催の要求がある場合には、遅くとも三か月以内に開催されなければならない。こうしてなされた要求は、議題で扱う問題を明確かつ正確に示さねばならない。

欧州協力独立連盟から欧州経済協力連盟へ

中央理事会は、第3条 a 項と b 項で述べられた会議の2か月前に臨時総会を開催しなければならない。

第15条 定例または臨時の総会の招集通知は、少なくとも2か月前までに各国委員会に送付されなければならない。

執行委員会は、第13条による総会に宛てて提出された決議を考慮して議題案を作成する。

執行委員会は、各国委員会によって提出されたすべての質問を議題案に入れる。質問は定例総会および臨時総会の遅くとも2か月前までに委員会に到着しなければならない。

第16条 各国委員会は総会に、この目的のために指名された一人または複数の代表を出すことができる。

代表を送ることが出来なかった人々は、書面で許可を得て他の各国委員会により代表を送ることができる。

いかなる代表も、各国委員会総数の四分の一以上を、それだけで代表することはない。

第17条 各国委員会は一票の権利を持つ。

理事会によって一時的にのみ参加が認められた各国委員会は、その加盟が総会において承認されたのちに投票することが認められる。

決議は会議に出席した各国委員会の多数決によって採択される。ただし、決められた定数が決められている場合を除く。

選挙を除き、賛否同数の場合、提案は否決されたものとする。

定数が定められ決まらなかったならば、新規の会合が1か月以内に招集され、そこで決議は出席した委員会の数がいくつであっても合法的に採択される。

第18条 各国委員会の加盟と除名に関するすべての問題、ならびに機関に所属する人物に関するすべての問題についての投票は、無記名投票で行う。

中央理事会理事の選出投票で票が同数の場合、一番多く票を獲得した候補者の間でくじ引きが行われる。

(b) 中央理事会

第19条 連盟は最低6名からなる中央理事会によって代表され運営される。その理事には会長と副会長を含む。中央理事会理事の最低一人はベルギー人でありベルギー委員会を代表する。

第20条 中央理事会は以下より構成される。

- 1) 一年任期で総会によって任命される会長 (President)。
- 2) 権利として中央理事会の理事である各国委員会委員長。
- 3) 中央理事会により任命された人物。

中央理事会は、以上の中から副会長を選出する。

会長が亡くなるか辞任した場合、3か月以内に一般理事会 (General Council) は特別総会を

開催し、新しい会長を選出する。その間、副会長が中央理事会会長の業務を執行する。

各国委員会委員長が亡くなるか辞任した場合、各国委員会は新委員長が選出されるまで中央理事会に代表を送ることができる。

副会長が亡くなるか辞任した場合、理事会はその後の最初の会合で代替りの副会長を決める。

中央理事会はそのメンバーによって4名と会長からなる執行委員会 (Executive Committee) を設置し、また中央理事会は理事会の一人または幾人かのメンバーにその権限を委任できる。

第 21 条 中央理事会は内規を決定する。

中央理事会は総会の決定に従って連盟を運営する。

中央理事会は、総会を準備し、総会での決定が実行されるよう監視する。

中央理事会は、会計を監査し、各年度の予算案を作成する。

中央理事会は、連盟の運営について報告書を作成する。

中央理事会は、連盟が国内会議および国際会議に提出する提案と連盟代表への指示を作成する。

第 22 条 中央理事会は、市民生活における全ての法行為において連盟を代表する。全ての法行為は、原告であれ被告であれ、連盟の名において中央理事会によって行われる。すなわち、民事の提訴（責任追及）と申し立ては会長かこの件を担当する中央理事会のメンバーの一人によってなされる。

会長は、連盟の基金管理の責任を負い、この面で権限を行使する。

特別な代表の場合を除き、連盟に関するすべての法行為は、会長または副会長と中央理事会の一名あるいは中央理事会の二名によって署名される。

第 23 条 中央理事会の審議は、理事の少なくとも半数が出席している場合にのみ有効である。会議に出席できない中央理事会のメンバーは、彼の責任において中央理事会の他のメンバーによって代表されることができるが、ただし、そのメンバーは一名以上を代表することはできない。あるいは、彼が代表する各国委員会の他の代表によって代表される。

決定は、中央理事会に出席しているか代表されているメンバーの単純過半数によりなされる。

賛否同数の場合、否決されたものと見なす。

#### (C) 事務局

第 24 条 事務局の機能と作業方法は中央理事会において決定される。

第 25 条 事務局長の任命と解雇は中央理事会が行い、給与も決める。

事務局員は、事務局長により任命され解雇され、給与も事務局長が決めるが、こうした事務局長のすべての権限は会長の承認を受けなければならない。

#### 第 IV 部 会費

第 26 条 全ての各国委員会は年会費を支払い、その金額は中央理事会の提案にもとづき毎年総会で決定する。会費はすべて毎年 12 月 31 日までに支払われなければならない。

欧州協力独立連盟から欧州経済協力連盟へ

## 第V部 使用言語

第27条 全ての連絡と議論は、英語とフランス語で行われる。

連盟の全ての出版物は、英語とフランス語で刊行される。しかしながら、中央理事会は、特定の連絡や出版について他の言語の使用を決定することができる。

## 第VI部 会計年度

第28条 連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終了する。

## 第VII部 規約の修正、解散、清算

第29条 少なくとも3分の2の各国委員会によって構成される定例総会または臨時総会の投票によらない限り、また有効投票数の4分の3以上で可決されない限り、条文のいかなる修正も有効ではない。

条文の修正は、1919年10月25日の法律にしたがい王令により承認された後に効力を発する。規約の改正に関する全ての提案は、少なくとも3か月前に各国委員会に通知される。

第30条 連盟の解散は、いかなる場合でも規約改正のための形態と一般的条件にしたがって構成され開催された総会の決定により決められる。

総会がそれ以外の決定をしない限り、中央理事会は連盟の資産を処分する権限を持つ。

すべての負債と経費を清算した後、総会は連盟の純資産が処分される方法を決めるが、しかし、そのようにする過程で引き続き次のことを心に留めなければならない。すなわち、純資産の処分は連盟が設立された目的に出来る限り密接に関連した方法で行われなければならない。

以下の人々が最初の中央理事会のメンバーとして任命された。

・ハロルド・バトラー卿：聖マイケル・聖ジョージ上級勲爵士。前国際労働局局长，前在ワシントン大使，イギリス欧州経済協力連盟委員長，住所略，イギリス国籍。

・ピーター・ケルステンズ：前大臣，上院議員，オランダ欧州経済協力連盟委員長，住所略，オランダ国籍。

・ギョーム・コンスブルック：前大臣，ルクセンブルク女大公侍従，アルベツ製鋼共同副社長，ルクセンブルク欧州経済協力連盟委員長，住所略，ルクセンブルク国籍。

・ロジェール・モッツ：上院議員，技師，ベルギー欧州経済協力連盟委員長，住所略，ベルギー国籍。

・ユゼフ・レティンゲル博士：前シコルスキー将軍協力者，住所略，ポーランド国籍。

・ダニエル・スリュワ：前国家経済高等委員，フランス欧州経済協力連盟委員長，住所略，ベルギー国籍。

・ポール・ヴァンゼーラント：国務大臣，前首相，上院議員，住所略，ベルギー国籍。

ポール・ヴァンゼーラントが会長に任命された。

## むすび

経済問題と文化問題を専門とする団体として 1947 年に仮発足した欧州協力独立連盟は、政府から独立した非政府組織であることを重視した。しかし、その後、他の欧州統合団体との連携と棲み分けから次第に経済統合を目指す団体としての性格を強めた。

とくに、欧州統合を目指す非政府組織によってハーグで開催されたヨーロッパ会議において、連盟は経済・社会問題を検討する第二委員会を任せられ、連盟会長のヴァンゼーラントが第二委員会の議長を務めた。また、討論においても連盟の主要会員が議論をリードし、同委員会の決議には連盟の自由主義的主張が盛り込まれることになった。

このような経緯からハーグ会議前後に、連盟は名称を欧州経済協力連盟とすることになった。そして、ベルギー法にもとづき連盟は 1948 年に正式に発足した。欧州経済協力連盟は、規定にあるように学術団体である。すなわち、連盟は大衆運動組織ではなく、専門家の団体であり、選ばれたエリートによって構成された。

そのため連盟の活動は限られた範囲に限定されることになったが、西欧各国の政府や政治・経済関係の有力者に対して大きな影響力を持つことになった。1950 年代に始まるヨーロッパ統合がまず経済面での統合を優先した背景には、欧州経済協力連盟の活動の影響が少なからずあったものと考えられる。この点については今後の課題としたい。

(付記) 本稿は、2010 年度東京経済大学個人研究助成費および 2009-11 年度科学研究費補助金(基盤研究(C))(研究代表者 小島健)による研究成果の一部である。

## 注

- 1) 例えば、遠藤乾編『ヨーロッパ統合史』名古屋大学出版会、2008 年；小島健『欧州建設とベルギー』日本経済評論社、2007 年。
- 2) 英語名 European League for Economic Co-operation, フランス語名 Ligue européenne de coopération économique。
- 3) 小島健「欧州経済協力連盟の創設 (I)」『経済学季報』第 57 卷 3・4 号、2008 年；同「欧州経済協力連盟の創設 (II・完)」『東経大会誌』第 271 号、2011 年。
- 4) 欧州経済協力連盟資料については、Thierry Grobois et al., *Inventaire des archives de la Ligue Européenne de Coopération Économique (1946-1985)*, Louvain-la-Neuve : Université catholique de Louvain, 2003 参照。以下、同資料を ALECE, UCL と略記する。
- 5) ヴァンゼーラント文書については、Sébastien Dubois, *Inventaire des papiers de Paul van Zeeland (1893-1973)*, Louvain-la-Neuve: Université catholique de Louvain, 1999 参照。以下、同資料を PvZ, UCL と略記する。
- 6) 英語名 Independent League for European Cooperation, フランス語名 Ligue Independent de

Coopération Européenne。

- 7) PvZ, UCL, No. 1301, Conférence de Presse, le 24 mars 1947; Communiqué à la Presse: Création d'une "Ligue Independent de Coopération Européenne", Bruxelles, le 24 mars 1947.
- 8) AELEC, UCL, No. 4, I. L. E. C., Paris Meeting, June 30<sup>th</sup> and July 1<sup>st</sup>, 1947, Preamble and Agenda, 12<sup>th</sup> June, 1947.
- 9) ALECE, UCL, No. 5, Action to be taken on Marshall's offer, 23<sup>rd</sup> June, 1947
- 10) AELEC, UCL, No. 4, LICE, Comité d'action économique et douanière, 30 juin 1947 (Matin); Do, Séance du lundi 30 juin 1947, Réunion de l'après-midi; PvZ, UCL, No.1310, I.L.E.C., Paris Meeting, June 30<sup>th</sup>, 1947.
- 11) ALECE, UCL, No. 4, Barle to Retinger, 7 June, 1947.
- 12) PvZ, UCL, No. 1310, Resolutions, Paris, 30<sup>th</sup> June, 1947. 決議の内容については小島健「欧州経済協力連盟の創設 (Ⅱ・完)」を参照。
- 13) PvZ, UCL, No.1310, Chambre de commerce internationale à van Zeeland, le 14 avril 1947.
- 14) PvZ, UCL, No.1310, van Zeeland à Pierre Vasseur (Secrétaire général, Chambre de commerce internationale), le 13 mai 1947.
- 15) PvZ, UCL, No. 1310, Entretiens du 16 juin 1947, Bruxelles, le 18 juin 1947.
- 16) 他の団体との関係について詳しくは、小島健「欧州統合運動とハーグ会議」『東経学会誌』262号, 2009年, 126-127頁参照。
- 17) PvZ, UCL, No. 1310, Joint International Committee of the Movements for European Unity, Combined Minutes of three Meeting of the Main Committee held on 13<sup>th</sup> and 14<sup>th</sup> December and a Meeting of the Executive Committee held on 14<sup>th</sup> December.
- 18) PvZ, UCL, No. 1320, Congress of Europe, The Hague, 28th April, 1948.
- 19) ハーグ会議に関する最新の共同研究として次がある。Jean-Michel Guieu et Christophe Le Dréau (dir.), *Le «Congrès de l'Europe» à La Haye (1948-2008)*, P. I. E. Peter Lang : Bruxelles, 2009.
- 20) PvZ, UCL, No. 1320, Economic and Social Report, Submitted to the Congress by the International Committee of the Movements for European Unity.
- 21) Jean-Michel Guieu, *Le Congrès de La Haye (7-10 mai 1948)*, 《porte-parole de l'Europe》?, Guieu et Le Dréau, *op. cit.*, pp. 38-39.
- 22) Gerard Bossuat, *Le projet d'union économique européenne : Dépasser les conflits économiques et sociaux du temps ?*, Guieu et Le Dreau, *op. cit.* pp. 323-324.
- 23) Bossuat, *op. cit.*, pp. 324-325.
- 24) 決議の採択経緯については、Bossuat, *op. cit.*, pp. 333-335を参照。
- 25) 決議の内容と評価については、Guieu, *op. cit.*, p. 39を参照。
- 26) *Moniteur Belge* du 20 novembre 1948, no. 2497-2500.
- 27) Heribert Gisch, "The European League for Economic Co-operation (ELEC)", Walter Lipgens and Wilfried Loth (eds.), *Documents on the History of European Integration*, Volume 4, Walter de Gruyter: Berlin/ New York, 1991, p. 216, 注2.